

御代田町ふるさと納税 住民活動応援事業支援金 令和6年度の事業を募集します

「御代田町ふるさと納税住民活動応援事業支援金」は、公共的な活動を行っている団体の皆さまが自ら創意工夫して企画したまちづくり事業に対し、ふるさと納税を原資として応援する制度です。

令和6年度の募集についての詳細や応募書類等は、町公式ホームページ内で検索していただくか、二次元コードよりご確認ください。また、企画財政課(役場2階13番窓口)にも用意してあります。

対象団体

町内に住所を有する者で構成する団体で、政治・宗教・反社会的活動等を目的としない団体。

対象事業

- ・不特定多数の者の利益に繋がる事業(公共性)
- ・地域住民が協働し、コミュニティの形成ができる事業(協調性)
- ・独自の発想や新たな展開が期待できる事業(独創性)
- ・波及効果や新たな展開が期待できる事業(発展性)

支援金額
補助対象経費の4/5
(上限50万円)

募集締め切り

2月22日(木)必着



問い合わせ先

企画財政課地域振興係
(32)3112

農でつながる 女性のための交流会を 開催します

農業や農村での暮らしに関心のある女性たちが集まり、意見や情報交換、仲間づくりのため交流会を開催します。

第2回

日程
2月9日(金)

調理体験

午前9時30分～12時30分

交流会

午後1時～3時

場所

エコールみよた
調理室、大会議室

内容

おやき、炭酸饅頭づくり体験と交流会

申込期限

2月6日(火)

持ち物

三角巾、エプロン、マスク

注意事項

当日の参加はできませんので、必ず事前に申込みをしてください。

問い合わせ、申込み先

産業経済課農政係
(32)3113

県営住宅補充募集 について

佐久地区にある県営住宅入居者の募集を次のとおり行います。

募集期間

2月上旬～中旬予定
午前8時30分～
午後5時15分
(土日を除く)

受付場所

佐久市跡部65番地1
長野県佐久合同庁舎4階
長野県住宅供給公社
佐久管理センター

その他

募集の詳細については1月下旬ごろに、長野県住宅供給公社佐久管理センターへお問い合わせいただくか、長野県のホームページでご確認ください。



問い合わせ先

長野県住宅供給公社佐久管理センター
0267(78)5410

区長会「ウクライナ人道危機救援金」の報告とお礼について

このウクライナ紛争で長らく紛争の影響を受けている皆さまを支援するための「ウクライナ人道危機救援金」を実施したところ、多くの皆さまのご厚意により多額のご寄付をいただきました。皆さまにご協力いただきましたことに、心より御礼申し上げます。集まった救援金については日本赤十字社を通じて支援に充てさせていただきます。

合計金額 1,286,022円

問い合わせ先 区長会事務局(総務課庶務係) (32)3111

介護のつづら

問い合わせ先

地域包括支援センター
(保健福祉課地域包括支援係)

(31)2510

遺言について考えていますか

「遺言」とは被相続人(亡くなった方)が生前に、自分の死後「どの相続財産を誰にどのような形で渡すか」等について、最終の意思表示をするものです。その意思を「遺言書」として書面に残すことで財産が希望通り分配される、相続人同士のトラブルを防止する効果が期待できます。

認知機能が衰えてからでは作成が難しくなるため、判断能力があるうちに着手することが重要です。遺言を残さない場合は法定相続人全員で遺産分割協議を行います。遺言の方式には主に、信頼性の高い「公正証書遺言」と手軽で自由度の高い「自筆証書遺言」があります。どの方式にするか、特徴を踏まえて判断しましょう。

公正証書遺言は

- ①二人以上の公証人が立会いのもと、厳格な方式に従って作成します。
- ②遺言の内容について公証人の助言を受けることができます。
- ③作成には財産価格に応じた手数料がかかります。
- ④公証人がその原本を厳重に保管します。
- ⑤家庭裁判所での検認手続きが不要です。

自筆証書遺言は

- ①15歳以上で、自分で書くことができれば自らの意思で作成できます。
- ②法令上の要件を満たしていなかったり、内容に誤りがあると無効になります。
- ③自分で作成するため手数料はかかりません。
- ④遺言者が自分でその原本を管理する必要があります。
- ⑤遺言者本人の死亡後、家庭裁判所での検認手続きが必要です。

お知らせ

《生ががいの教室》

●第11回
2月9日(金)
午後1時30分～3時
場所 エコールみよた

「人生会議」

～カードを使って自分の人生を考えよう～
講師 看護師 佐藤洋子氏

《生活・介護支援サポーター》

*今回は事前申込制です
●第11回
2月16日(金)
午後1時30分～3時30分
場所 役場2階 大会議室

『地域づくりと活動事例』

講師 はつらつサポーター
生活支援コーディネーター

養成講座は皆さまが始めたい月から1年間、受講生として講座を受けていただきます。

講座の受講は、3日前までの申し込みが必要です。